

大垣市防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン

制定 平成25年10月

改正 令和 6年11月

1 ガイドライン策定の目的

防犯カメラについては、テレビや新聞で報道されているように、犯罪の解決や犯罪の抑止につながるなど、その効果は社会的に認められており、さまざまな施設に防犯カメラが設置されております。

しかし、その効果が認知される一方で、防犯カメラにより個人のプライバシーなどの人権が侵害されるのではないかと不安を感じる人もいます。

そのため、防犯カメラの設置や運用に当たっては、撮影される人への十分な配慮が必要です。

そこで、大垣市では、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図るため、防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインを策定しました。

2 防犯カメラの設置主体

防犯カメラは、施設等の管理者または施設等の管理者から許可を得た者が設置することとします。

3 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラとします。

(1) 防犯カメラの設置目的

犯罪の防止を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）とするカメラとします。

副次的目的とする場合を含むとは、防犯カメラの設置の主目的が、施設の監視用、防火・防災用、利用者の安全確保・事故防止用であっても、防犯を目的とするものと明確に区別することが困難なため、ガイドラインの対象とします。

ただし、河川監視カメラや学術研究を目的とするカメラ等はガイドラインの対象となりません。

(2) 防犯カメラの設置場所

次の場所などに設置し、不特定多数の人を撮影するカメラとします。

- ① 「道路」、「地下横断歩道」、「公園・広場」
- ② 「商店街・繁華街」、「地下街、駅などの自由通路」
- ③ 「金融機関」、「小売店、百貨店、複合施設などの商業施設」

- ④ 「劇場・映画館」、「スポーツレジャー施設」
- ⑤ 「ホテル・旅館」
- ⑥ 「駐車場」、「自転車等駐車場」
- ⑦ 「病院」 など

不特定多数の人の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などをもっぱら撮影している場合はガイドラインの対象となりません。

(3) 装 置

画像撮影装置のほか、ハードディスク、SDカードなど画像を記録し、表示する機能を備えたカメラとします。

画像記録機能を備えていないカメラはガイドラインの対象となりません。

4 防犯カメラの設置場所・撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも防犯カメラを設置してもよいというものではありません。

そこで、防犯カメラを設置・運用するに当たっては、不必要な撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にしておくこととします。

5 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラの設置者は、だれにでもわかるように、建物や施設の出入り口など設置区域内の見やすい場所に、設置者の名称・連絡先や防犯カメラを設置していることを表示する看板等を設置することとします。

6 防犯カメラ管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラ及び画像の適切な管理などに配慮するため、管理責任者を指定することとします。

7 防犯カメラ設置者・管理責任者が守るべきこと

防犯カメラの設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めることとします。

- (1) 適切に画像を取扱うこと。
- (2) 画像データから知り得た情報を漏らしたり、不適切な使用をしないこと。なお、設置者等でなくなった後においても同様とします。
- (3) 他の者が、画像データの漏えい等不適切な使用をしないよう必要な措置をとること。
- (4) その他、適切な管理・運営に関し、必要な措置をとること。

- (5) 設置者は、画像の管理を他の業者等に委託する場合は、規程を定めるなど委託業者に適切な管理をさせること。

8 防犯カメラにより撮影された画像の適正管理・保管期間など

記録媒体の小型化、大容量化が進んでおり、画像の持ち出しや複写が容易になっていることから、次の安全管理対策に努めることとします。

- (1) 記録した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (2) 画像を記録したハードディスク、SDカードなどは、保管庫に施錠して保管すること。
- (3) 画像記録装置の取扱いに際しては、部屋の施錠や関係者以外の立入り・使用制限をするなど、安全管理対策を万全にしておくこと。
- (4) 画像の外部持ち出し、転送を禁止すること。
- (5) 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。
※ プライバシー保護や安全管理のため、画像の保管はできるだけ短期間とし、おおむね1箇月以内とすることが望まれます。
- (6) 保管期間が終了した画像は、速やかに復元不能となるよう確実に消去するか、上書きによる消去をすること。
- (7) 記録媒体を破棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること。

9 防犯カメラの画像の利用・提出の制限

防犯カメラで撮影された画像については、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧・提供を禁止することとします。

(1) 法令又は条例に基づく場合

「法令又は条例に基づく場合」とは、裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合などをいいます。

(2) 個人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために緊急又はやむを得ない場合 行方不明者の安否確認、災害発生時における被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

(3) 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

画像から識別される特定の人が、その本人の申出により画像を提供する場合は、他の人の画像が見えないように配慮し、できる限り応じることとします。

また、設置者等は、他の者に画像を閲覧・提供する場合には、その必要性を慎重に検討するとともに、画像の閲覧・提供に当たっては、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内

容などを記録しておくこととします。

10 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

11 防犯カメラの設置及び運用規程の策定

設置者等は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適切に行うため、設置目的などを盛り込んだ設置・運用規程を定めることとします。

12 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。